

入札説明書

この入札説明書は、平成 27 年 1 月 27 日付けで告示した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約者

一般社団法人北海道軽種馬振興公社 理事長 三輪 茂

2 入札に付す事項

- | | |
|--------------------|-------------------------------|
| (1) 契約の目的の名称及び数量 | 滝川場外発売所電気工事 一式 |
| (2) 契約の目的の仕様その他の明細 | 契約書（案）による |
| (3) 契約期間 | 契約締結日から平成 27 年 4 月 13 日まで |
| (4) 履行場所 | 滝川市西町 5 丁目 1 番 1 号
滝川場外発売所 |

3 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 滝川市財務規則（昭和 55 年滝川市規則第 34 号）第 129 条第 2 項に規定する資格を有する者の名簿に登録されている者のうち、発注工事等と同種の工事等種目（電気工事）登録されているものであって、かつ、滝川市建設工事等指名入札参加者指名基準（平成 7 年滝川市告示第 31 号。以下「指名基準」という。）第 2 条に規定する滝川市内業者又は地場業者であること。
- (2) 滝川市の 1000 万円以上 5 億円未満の工事で、A、B ランクに格付されている者であること。
- (3) 北海道と締結した契約の履行に当たり、粗雑な契約履行、履行遅滞など債権者の責に帰すべき理由による契約不履行その他重大な又は悪質な契約違反（以下「契約不履行等」という。）をした者について、この入札に係る契約については契約不履行等をするおそれがないと認められること。
- (4) 北海道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の決定又は再生手続開始を受けたこと及び破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の決定を受けていないことが確認できた者であること。

4 制限付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 の 2 の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからエまでに定めるところにより、3 に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成 27 年 1 月 27 日（火曜日）から平成 27 年 2 月 5 日（木曜日）まで

イ 申請の方法 次の申請書類を提出しなければならない。

（ア）一般競争入札参加資格審査申請書（別記第 1 号様式）

ウ 入札参加資格に関し、門別競馬場にて審査を行うことがある。

エ 申請書類の提出先 郵便番号 055-0008

沙流郡日高町富川駒丘 76 番地の 1

一般社団法人北海道軽種馬振興公社投票部

電話番号 01456-2-2501

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所

沙流郡日高町富川駒丘 76 番地の 1 一般社団法人北海道軽種馬振興公社投票部

6 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 滝川市大町1丁目8番1号
滝川商工会議所大会議室
- (2) 入札日時 平成27年2月10日(火曜日)14時00分
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、北海道財務規則(北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条の定めるところにより入札保証金の納付を免除された者は、この限りでない。

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、財務規則第171条の定めるところにより契約保証金の納付を免除された者は、この限りでない。

8 電子入札の可否 否。

9 送付による入札の可否 否。

10 契約書作成の要否 要。

11 その他

- (1) 開札の時に、3に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 落札者の決定方法
財務規則第156条第1項の規定により最低制限価格を設定しているため、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。
- (3) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名称 一般社団法人北海道軽種馬振興公社投票部
イ 所在地 郵便番号 055-0008
沙流郡日高町富川駒丘76番地の1
電話番号 01456-2-2501
- (5) 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。
- (6) この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (7) この入札の執行は、公開する。
- (8) 債権譲渡の承諾
この契約の相手方となった者(以下「契約者」という。)が契約の締結後に中小企業信用保険法

(昭和 25 年法律第 264 号) 第 3 条の 4 の規定による売掛金債権担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約者が債権譲渡承諾依頼書を一般社団法人北海道軽種馬振興公社に提出し、一般社団法人北海道軽種馬振興公社が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、一般社団法人北海道軽種馬振興公社が指定する様式により依頼すること。

(9) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。